

# 令和6年第1回 飯塚市議会会議録第1号

令和6年2月22日（木曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

日程第1日 2月22日（木曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 常任委員会中間報告

1 総務委員会中間報告（質疑）

（1）入札制度について

（2）情報公開について

2 福祉文教委員会中間報告（質疑）

（1）図書館について

（2）虐待の予防事業について

3 協働環境委員会中間報告（質疑）

（1）自然環境保全対策について

4 経済建設委員会中間報告（質疑）

（1）産業振興について

第5 令和6年度施政方針説明

第6 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第 1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）

2 議案第 2号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）

3 議案第 3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算

（ 令和6年度一般会計予算特別委員会 ）

4 議案第 4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

5 議案第 5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算

6 議案第 6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

7 議案第 7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

8 議案第 8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

9 議案第 9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

10 議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

11 議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

12 議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

13 議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算

14 議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

15 議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算

16 議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算

17 議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 18 議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例  
( 協働環境委員会 )
- 19 議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- 20 議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例
- 21 議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 22 議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 23 議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- 24 議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 25 議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例
- 26 議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例
- 27 議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
- 28 議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例
- 29 議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例
- 30 議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 31 議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 32 議案第32号 財産の譲渡 (旧山口コミュニティセンター建物)
- 33 議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解 (交通事故)
- 34 議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解 (交通事故)
- 35 議案第35号 市道路線の廃止及び認定
- 36 議案第36号 市道路線の認定
- 37 議案第37号 専決処分の承認 (令和5年度 飯塚市一般会計補正予算 (第8号) )

## 第7 常任委員会委員長報告

### 1 協働環境委員長報告 (質疑、討論、採決)

- (1) 議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

## ○会議に付した事件

議事日程のとおり

## ○議長 (江口 徹)

これより令和6年第1回飯塚市議会定例会を開会いたします。

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの27日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの27日間とすることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。武井市長。

## ○市長 (武井政一)

本日、令和6年第1回市議会定例会を招集するに当たり、12月以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、総務部について報告いたします。

消防につきましては、1月14日に穎田グラウンドで「飯塚市消防団出初式」及び「飯塚市・嘉麻市・桂川町消防連合出初式」を行いました。4年ぶりの通常開催となり、飯塚市消防団760人、車両30台が参加し、団員の団結、士気の高揚を図りました。

暴力団排除・生活安全につきましては、2月14日に市民、関係団体等約270人が参加し、桂川町、飯塚警察署と合同で「飯塚地区暴力追放・安全・安心まちづくり住民総決起大会」を開催いたしました。今後も市、警察、消防、ボランティア団体、市民の連携推進を図り、犯罪のないまち、安心して暮らせるまちの実現に向け、積極的な運動を展開してまいります。

2月18日に、市勢振興功労者表彰式を執り行い、永年にわたりそれぞれの分野で市勢振興に寄与され、市民の模範となる功労顕著な方々26名に表彰状を贈呈し、その功績をたたえました。

次に、市民協働部について報告いたします。

男女共同参画社会の実現を目指し、12月2日にコスモスコモンにおいて「サクスフォーラム」を開催しました。当日は、「女性・若者の政治参画」をテーマに一般社団法人NO YOU TH NO JAPANの足立あゆみさんによる講演をはじめ、議員や大学生などによるリレートークを行い、206人の方に参加いただきました。

1月27日に、コスモスコモンにおいて「健幸づくり特別講演会」を開催しました。運動指導員による効果的なトレーニング紹介をはじめ、昭和大学准教授の有馬牧子さん、立命館大学教授の枝川義邦さんを招き、更年期と睡眠に関する講演を実施しました。約170人に参加いただき、市民の健康増進に寄与することができました。

「みんなのまちづくりフェスタ2024」と題して、第7回まちづくり協議会事例発表会を2月17日に開催し、飯塚片島、幸袋の2地区をはじめ、九州工業大学、かいた子育てサポートジャムから、それぞれの先進的な取組を発表していただきました。当日は、各地区の事業活動の展示や地域の特産品の物販を行い、約800人の方に参加いただくなど、地域社会や協働のまちづくりに対する理解を深めることができました。

次に、市民環境部について報告いたします。

2月10日に「エコスタいいづか」を市役所本庁舎で開催し、約1千人にご来場いただきました。今年も市内の小中学校、飯塚高等学校、嘉穂総合高等学校、近畿大学産業理工学部、環境団体などに協力をいただき、環境活動の展示、工作や体験ブースでの環境啓発を行いました。また、新たに、嘉穂東高等学校、稲築志耕館高等学校や企業などが参加団体に加わり、昨年度より14団体増え、より多くの市民の皆様へ環境保全の大切さを伝えることができました。今後も、市民一人一人の環境に対する意識向上を図るため、環境保全活動の啓発推進に努めてまいります。

次に、経済部について報告いたします。

飯塚オートレース場第5駐車場跡地に新たに整備予定の栗尾工業団地につきまして、温度センサ及び工業用ヒーターの製造で国内有数の企業であります株式会社岡崎製作所から土地譲受の申出がなされ、事業所開設に関する覚書を締結しました。今後は事業所の設置及び開設に向けた誘致活動を進めてまいります。

12月16日、1月20日、2月20日の3日間、九州工業大学、SAPジャパン株式会社及び株式会社テクノスジャパンとの「デジタル人材の育成に関する連携協定書」に基づき、小学生から大学生までを対象としたデジタル人材育成事業を実施しました。

新産業の創出及び人材育成につきましては、1月30日に立命館アジア太平洋大学、九州工業大学及び飯塚市の3者間で、人材育成、地域活性化などを目的とした「連携協力に関する協定書」を締結しました。

11月25日から1月12日までの間、中心市街地の活性化を図るため、まちなかイルミネーション大作戦実行委員会、飯塚片島まちづくり協議会が主体となり、緑道公園等をイルミネーションで飾る「まちなかイルミネーション大作戦」が実施されました。

1月3日に旧伊藤伝右衛門邸において特別無料開館を行い、帰省された方など155人が来館されました。

2月3日から、「いづか雛のまつり」を各商店街、旧伊藤伝右衛門邸、歴史資料館など12会場で開催し、各会場には、連日多くのお客様が来場されております。

12月22日から3日間の日程で、ベトナム社会主義共和国ハノイ市にある日本食スーパーにおいて、物産展を開催しました。当日は市内事業者が取り扱う商品の試食等によるPRや市場調査を行い、市内事業者のベトナムにおける販路開拓の支援を行いました。

次に、福祉部について報告いたします。

原油価格及び物価高騰等により生活に影響を受けている市民の皆様の支援と、地域における消費を喚起・下支えするため、12月31日まで利用できる「飯塚市生活応援クーポン券」を住民税非課税世帯等には1世帯当たり3万円分、課税世帯等には2万円分を交付し、市内の登録店でご利用いただきました。

また、物価高騰に直面する住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり7万円の給付金を支給するため、対象となる約2万1千世帯に通知を行い、1月末から順次給付を行っております。

2月12日に、コスモスコモンにおいて、「子どもの虐待防止講演会」を開催しました。長年にわたり虐待などでトラウマを受けた子どもの心理臨床活動に取り組まれている山梨県立大学特任教授の西澤 哲さんを招き、「混乱するしつけ～体罰としつけをめぐる～」と題し講演いただき、179人の参加がありました。

次に、都市建設部について報告いたします。

「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき、浸水被害軽減を図るために実施しております「水江雨水幹線整備工事」外3件につきましては、年度内完成に向けて業務を進めております。

また、災害復旧工事では、令和5年7月の豪雨により被害を受けた道路施設1か所、農林業施設等7か所につきましては、本年度中におおむね完成いたしますが、1か所については繰越事業にて対処し、早期の完成に向けて業務を進めてまいります。

そのほか、通学路の安全対策にて実施しております「中尾・岡ノ浦線道路改良工事」など各工事につきましても年度内の完成に向け業務を進めております。

次に、教育委員会について報告いたします。

1月7日に、コスモスコモンにおいて、「二十歳を祝う会」を開催し、本年度二十歳を迎える1199人のうち、803人の参加の下、厳粛な雰囲気の中、二十歳の門出をお祝いしました。

市役所本庁1階多目的ホールにおいて、1月11日から12日まで、歴史資料館所蔵の絵画を紹介する「築山節生の絵画展」を、1月16日から19日まで、「MOA美術館嘉飯桂児童作品展 飯塚地域展」を開催し、多くの見学者が訪れました。

また、2月1日に、コスモスコモンにおいて、NHK北九州放送局及び公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団とともに「新・BS日本のうた」の公開収録を開催し、抽選に当選された多くの観覧者が楽しい時間を過ごされました。

以上が12月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、令和5年度補正予算議案2件、令和6年度当初予算議案14件、条例議案15件、人事議案14件、専決処分の承認議案1件、その他の議案5件、報告3件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。行政報告を終わります。

○議長（江口 徹）

常任委員会の中間報告を議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「入札制度について」は、執行部から、「直方市の公契約条例について」及び「総合評価落札方式における工事成績評定点について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、直方市はどのような経緯から公契約条例の制定に至ったのかということについては、平成18年12月以降、市議会での複数回の一般質問や、労働者関係団体をはじめ福岡県弁護士会や福岡県社会保険労務士会などからの意見書や要望書の提出を受け、リーマンショック後の地域経済の低迷や雇用環境の改善も見られない状況が続く中、行政としても賃金下落の動きに一定の歯止めをかけ、地域社会や地域経済の活性化のために一歩踏み出さざるを得ないという判断から、平成23年6月頃から公契約条例制定に向け取組が開始された。

以降、公契約条例担当職員の配置、事業者等へのアンケート調査を経て、平成25年6月に市長の諮問機関である「直方市公契約条例策定審議会」が設置され、同年11月に同審議会から市長へ条例案の答申がなされ、同年12月議会に上程後、全会一致で可決され、平成26年4月1日に施行されたという答弁であります。

次に、直方市が公契約条例を制定するに当たり、どのようなことに苦慮されたのかということについては、条例制定よりも公共工事を増やしてほしいという意見がある中での取組開始であったこと、公契約条例は、人口規模の大きな関東地方にある自治体しか制定しておらず、直方市で同規模の条例が制定できるのかということや、条例素案の審議の際に、事業者代表の理解を得るために適用範囲などの整備・調整等に苦慮したということ等を伺っているという答弁であります。

次に、直方市が公契約条例を制定後、どのような成果や課題があるのかということについては、公契約条例対象事業者へアンケートを実施しており、その中の意見として、中途採用での応募者の増加、離職率減などに効果があったこと、周辺自治体と比較して賃金が高いことから人材確保に有利であったこと、従業員にとっても条件面で魅力的なものとなり、適正な労働条件が確保できているというような成果が出ている一方で、最低賃金を上回る労務報酬下限額は、中小・零細企業の経営を無視しているといった厳しい意見もあった。課題は、効果を数値化しづらいことや、今後、対象範囲の拡大、労務報酬下限額の引上げなどの検討が必要であることを伺っているという答弁であります。

次に、仮に本市で公契約条例を制定した場合、どのような課題が考えられるのかということについては、事業者においては、賃金台帳を作成・提出する必要があることから業務量の増加や、条例対象以外の業務に携わる労働者との賃金格差の解消などが考えられる。また、本市においては、条例の実効性の確保、事務量の増加に対する組織整備、条例の適用となる業種の設定や、本市独自の労働報酬下限額の設定など考えられ、さらには最低賃金法など各種法令上の課題が考えられるという答弁であります。

次に、本市において公契約条例制定への取組はできないのかということについては、直方市の公契約条例制定の背景は、公共事業が非常に少なくなっている中、従業員の適切な賃金確保が厳しい状況下にあったということから、本市とは若干事情が異なるものと考えている。国においては、賃金等の労働条件は最低賃金法等の関係法令に違反しない限り、労使が自主的に決定することとされるという見解が示されており、また、本市で制定するには、様々な課題を解決する必要があり、早期の策定は困難だと考えている。今後の社会情勢の変化も注視しながら、引き続き調査研究を行うとともに、現行の入札制度の拡充を図っていきたいと考えているという答弁であります。

次に、「情報公開について」は、執行部から、「情報公開コーナー収蔵資料について」、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本庁舎の情報公開コーナーには多数の資料が備えつけてあるが、ホームページで公開している資料はどういった物があるのかということについては、例規類集をはじめ議会関係資料、計画書、広報紙などについては、おおむね本市のホームページで公開

しているという答弁であります。

次に、ホームページで広く公開しているということであれば、書棚にQRコードを設置し、本庁舎に情報を求めて来られた市民の利便性を向上させる取組はできないのかということについては、書棚ごとに分類して設置しており、市民が容易にホームページ内にアクセスできる環境整備について考えていきたいという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けています調査事件2件について、中間報告をいたします。

「図書館について」は、執行部から、「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画について」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、第3次飯塚市子ども読書活動推進計画では本計画に関係する施設に対してアンケート調査を実施するということだが、どのような目的で調査するのかということについては、子どもたちの家庭や地域、学校等における読書活動の状況だけでなく、家庭での保護者との連携の状況などを調査・分析し、今後の読書活動や読書環境を整備する事業に生かすことを目的としているという答弁であります。

次に、第3次飯塚市子ども読書活動推進計画において、整備予定の子ども図書館の役割をどのように考えているのかということについては、子ども図書館は安心・快適な子どもの読書環境を整備するために造るものであり、将来的には子どもの読書活動推進に係る中核的な役割を担うことになる。また、同じ敷地内にある子育て支援センターと連携を取りながら、総合的な飯塚市の子育て支援の一端を担うことになると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、教育部と福祉部で情報を共有しながら、子ども図書館が子育て支援にとって大切な場所になるよう調査研究してほしいという意見が出されました。

次に、学生等が自由に利用できる学習室が混雑している際に、貸し館用の学習室を一時的に活用することはできないのか、また、混雑状況をホームページ等で公開することはできないのかということについては、学生等が自由に利用できる学習室は安全面等からガラス張りになっており、貸館用の学習室を活用する場合、部屋の構造から検討が必要であり、コミュニティセンター大規模改修事業の中で検討を行う。また、混雑状況の公開については、実施が可能かどうか、他市の状況も含め調査研究していくという答弁であります。

次に、穎田館を除いた市立図書館4館は建築から20年以上経過し、時代の流れによって建築当時と現在の図書館に求められているコンセプトが変わってきている。コミュニティセンター大規模改修事業や穂波館の子ども図書館化は時代の流れに合わせてコンセプトを補正するものであると考えてよいのかということについては、そのような認識で市も事業を進めているという答弁であります。

この答弁を受け、時代の流れに乗って、市立図書館全5館での行政サービスの統一化や全体的なコンセプトの見直しなど、施設の大規模改修等も見据えた上で検討してほしいという意見が出されました。

次に、1か月の間に本を1冊も読まない人の割合を表す「不読率」について、本市における児童生徒の不読率をどのように考えているのかということについては、全国平均と比べて本市の不読率は高くなっており、読書離れが一層進んでいる状況である。読書離れの原因の調査や、より本に親しむ機会の提供が必要ではないかと考えているという答弁であります。

次に、市内の各交流センターには子どものためのスペースがあり、児童書なども設置され、子どもが読書スペースとして活用しているのが見受けられるが、子ども図書館とはどのような関係を持つのかということについては、子ども図書館は子どもの読書活動推進の中心的存在になると考えている。現在、図書館と一部の交流センターとは連携し、おはなし会等の事業を実施しており、子どもの読書関係に限らず、図書館行政全般について連携を進めているところであり、今以上に子どもの読書関係事業が連携できるよう検討するという答弁であります。

次に、移動図書館は山間部の多い本市において、高齢の方や移動に難のある方などにとってかなり有効なものであり、子どもの読書活動の推進の視点からも有効だと考えているが、嘉麻市の移動図書館「てんとう虫号」はどのくらいの経費で運用しているか把握しているかということについては、運用経費としては燃料費や委託者への運営費、消耗品などを合わせて年間160万円ほど、さらに移動図書館車に同乗する方の人件費がかかっている。また、初期投資として移動図書館車の費用が1178万1千円ほどかかっているという答弁であります。

次に、移動図書館についてはどのような認識を持っているのかということについては、伊万里市へ先進地視察に行った際、移動図書館の現物を拝見したが、単に車に本を積んで持って行くというものではなく、本の積載方法、貸出しや返却等を含めて考えられており、移動とは名がついているが、確かに図書館であるという認識を持っているという答弁であります。

この答弁を受け、6番目の図書館として本市でも移動図書館の検討をすべきではないかという意見が出されました。

次に、資料を新規購入する際、どのような流れで選定を行っているのかということについては、選定・購入は図書館5館それぞれで行っており、図書館流通センターが毎週発行している「週刊新刊全点案内」を基に、図書館スタッフが選定し、発注している。購入した資料は資料選定委員会に報告し、図書を選定が適切に行えているか確認しているという答弁であります。

次に、資料の新規購入に係る図書館5館それぞれの予算規模はどのくらいなのかということについては、令和4年度の実績では、飯塚館が1831万6千円、ちくほ館が587万5千円、庄内館が595万円、穂波館が186万円、額田館が49万9千円、合計で3250万円となっている。各館の蔵書の規模やその時々状況等に鑑み、協議した上で各館の予算配分を決定しているという答弁であります。

次に、「虐待の予防事業について」は、執行部から、「障がい者虐待防止について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市においては、虐待の通報先として、児童虐待の場合は飯塚市家庭児童相談室、障がい者虐待の場合は障がい者基幹相談支援センター内の障がい者虐待防止センターとなっているが、障がい児への虐待の場合はどのようにするのかということについては、放課後等デイサービスや児童発達支援サービスの利用者であれば障がい者虐待となるが、ケースによっては児童虐待として対応することもあり、どちらの通報先に通報しても庁内での連携は取れているという答弁であります。

次に、障がい者施設等では非常に人材が不足しており、従事者がストレスを抱えるなど、様々な問題から虐待等が起りやすい状況だと思いが、市として従事者に対し、虐待を起こさせないような対策等は考えていないのかということについては、事業所に対する指導として説明会等を行っているが、事業所管理者ではなく、現場の方が参加されていることが多く、事業所全体の問題として持ち帰って共有されているのか不明であるため、本市と嘉麻市と桂川町と共同でつづいている「自立支援ネットワーク」で事業所管理者向けの研修会を企画する予定であるという答弁であります。

次に、提出資料で令和4年度の虐待通報件数が30件、虐待認定件数が2件あったということだが、通報者や通報の内容はどのようになっているのかということについては、通報者の内訳は、本人が2件、養護者が5件、施設従事者が23件となっている。30件の通報のうち、虐待の疑

いがあるとして調査等の対応を行ったものは13件で、その通報者の内訳は、施設従事者からの通報が9件、家族からの通報が2件、本人からの通報が1件、一般市民からの通報が1件となっているという答弁であります。

次に、高齢者施設等において虐待の疑いで通報があった場合、どのような対応を行っているのかということについては、まずは情報収集、聞き取り調査等を行い、緊急性があれば内部会議を開いた上で事業所への立入調査を行っている。また、緊急性が認められない場合は、通報内容の確認を行った上で事業所と協議しながら今後の対応を考えているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「自然環境保全対策について」は、執行部から、「岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例の制定等について」、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、執行部が聞き取りを行った「岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例」は、事業計画の「届出制」を導入しているが、どのような理由なのかということについては、岡垣町では、事業計画の「届出制」と「許可制」について検討した際、弁護士への相談も実施し、「許可制」の責任の重さやリスクを考慮した結果、「届出制」とした。「届出制」であっても、合理的な根拠を基に禁止区域等を設けることで、危険な場所への太陽光発電施設の設置を防ぐことができ、さらに住民説明会を義務づけることで、住民は事業計画を知ることができるとともに、説明会で意見等を述べるができる条例としたものであるという答弁であります。

次に、これまでの本委員会での審査や行政視察、また、今回の岡垣町への聞き取り等も踏まえ、今後、太陽光発電施設の設置に関する自然環境保全対策をどのように考えているのかということについては、国・県の動向や社会情勢等を総合的に鑑み、自然環境保全条例の一部改正や、新たな条例の制定を検討しており、早い段階で素案等を提示したいと考えているという答弁であります。

次に、現在、県内で約1万8千か所の土砂災害警戒区域が指定されているが、本市にはそのうち何か所が指定されているのかということについては、福岡県のホームページに掲載されている「県内の土砂災害警戒区域等の指定状況」では、令和6年1月30日現在で、土石流について251か所、急傾斜地の崩壊について679か所、地すべりについて2か所の合計932か所が指定されている。また、来年度以降、県による現地調査が実施され、さらに増える可能性があるという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。12番 田中英美議員。

○12番（田中英美）

経済建設委員会に付託を受けています調査事件1件について、中間報告をいたします。

「産業振興について」、執行部から「企業誘致の取組について」及び「飯塚市企業立地促進補



助金交付要綱の改正について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚オートレース場第5駐車場跡地の北側について、株式会社岡崎製作所から提出のあった土地譲受申込書に基づき、覚書の締結に至っているが、当該地の南側についても企業誘致用地として整備するののかということについては、南側についても工業団地として整備していくという答弁であります。

次に、新たに工業団地の整備は考えていないのかということについては、栗尾工業団地の整備と併せ、筑穂地区の民有地について、工業団地として整備を検討しているという答弁であります。

次に、飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正に伴い、対象となる事業者の立地区分が市内全域に変更となっているが、これは民有地も含むのかということについては、市有地に限らず民有地も含め、市内全域としているという答弁であります。

次に、民有地で工業用地として利用できる土地の調査は行っているのかということについては、令和元年度からの調査において、すでに民有地を含めて工業団地整備の可能性を検討しており、今回、補助金交付要綱を改正することにより、さらに支援に取り組んでいきたいという答弁であります。

次に、今回の要綱改正において、市外居住の新規従業員が市内に転入し2年間居住する場合、事業者に1人当たり20万円を補助するとあるが、どのような目的があるのかということについては、移住定住施策の一環として、事業者における新規従業員の転入促進を目的としているという答弁であります。

次に、今後の本市の農業振興についてどのような方針を考えているのかということについては、就農者の高齢化や担い手不足などにより耕作放棄地が増える一方で、経営耕地面積や、農家戸数、農業就業人口はいずれも大きく減少している。このような課題を解消するため、農地の集落営農組織等への集積による規模拡大や、生産活動の効率化をはじめとする多様な担い手の育成と確保の支援、地域計画の策定、農業・農村の多面的機能の維持に対する支援、6次産業化の取組や農作物のブランド化、さらには持続可能な農業経営を支援するために、有害鳥獣駆除等による農作物被害防止に取り組んでいくという答弁であります。

次に、現状の有害鳥獣の対策を踏まえ、さらなる対策は考えていないのかということについては、駆除員の高齢化が課題であり、若い年齢層の確保に苦慮していることから、民間委託による捕獲方法についても検討していきたいという答弁であります。

次に、指定野菜の産地に選ばれることで、どのような利点があるのかということについては、販売した当該指定野菜の市場平均価格が平均価格の90%を下回ったときは、その差額を出荷数量に応じた割合で補給金が交付されることにより、天候に左右されることなく、生産者にとって経営が安定しやすくなるのが利点であるという答弁であります。

次に、飼料と堆肥を交換する耕畜連携は、どのくらい取組が行われているのかということについては、耕種農家延べ38名と畜産農家延べ12名による38件の取組があり、さらに耕種農家と畜産農家を兼ねている農家14名による14件の自家利用の取組があり、全体で52件の取組が行われているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「令和6年度施政方針説明」に入ります。武井市長。

○市長（武井政一）

令和6年度予算案及び関係議案を提出するに当たり、市政運営についての所信を申し上げますとともに、重要施策の概要を申し述べますので、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜り

たいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へと移行したことにより、社会・経済活動が活性化され、多くの催しが再開されるなど、コロナ禍前の水準まで回復しつつありますが、世界的なエネルギー・食料価格等の高騰により、経済を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっております。

そのような中、飯塚市が置かれた現状は少子高齢化や人口減少などの課題を抱え、決して楽観できるものではありませんが、令和5年度においては、飯塚市総合体育館の開館、ゆめタウン飯塚のグランドオープンに伴う周遊商業エリア内の商業活性化など、雇用の創出や定住人口・関係人口の増加に向けた取組を進めてまいりました。

また、ふるさと応援寄附金が過去最高額に達し、3年連続で県内1位、全国でも8位の寄附金額となりました。さらに、これまで働く場所、住む場所、教育・子育てする場所として選んでいただけるよう、住み続けたいまちづくりに継続して取り組んできたことで、「本当に住みやすい街大賞2023 in 福岡」において「新飯塚エリア」が県内第3位の評価を受けることができました。

令和6年度は、このような市政発展の流れを止めることなく、引き続き前進させるため、「未来を担う子どもを育む教育のまち」、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」、「地元で働く場所がある活力あるまち」、「文化やスポーツが盛んな健康なまち」を4つの柱としたまちづくりの取組を加速させ、飯塚市の価値をさらに高め、魅力ある元気なまちの実現を目指してまいります。

それでは、具体的な施策の概要について、総合計画の施策体系に沿って説明いたします。

「第1 人権・市民参画」。人権問題につきましては、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」及び「第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画」に基づき、人権教育・啓発に総合的かつ計画的に取り組み、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりに努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」に基づき、男女共同参画推進センター「サンクス」での啓発講座等を通じて、女性活躍の推進やDV防止などの啓発を広く行ってまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、地域の課題を自らが解決できる地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを進めるため、情報共有を図るとともに、必要な支援の強化に努めてまいります。

交流センターにつきましては、地域コミュニティ活動の拠点施設としての機能を発揮させるため、指定管理者制度の導入及びまちづくり協議会の法人化に向けた支援に努めてまいります。

情報化の推進につきましては、「飯塚市地域情報化計画」に基づき、ICTを効果的・効率的かつ積極的に活用し、行政サービスの向上や業務の効率化、地域課題の解決に取り組んでまいります。

市政情報の発信につきましては、広報誌、ホームページ、SNS、テレビなどそれぞれの媒体の特性に応じ、必要な情報を必要とする人に速やかに届けられるような情報発信に努め、職員一人一人が発信者であるという認識の下、あらゆる機会において本市の魅力を積極的にアピールしてまいります。

「第2 行政経営」。行政経営につきましては、「飯塚市行政経営戦略推進ビジョン」及び「飯塚市行政経営戦略推進プラン」に基づき、デジタル・トランスフォーメーションや働き方改革の推進、将来に先送りしない健全な財政運営の推進に積極的に取り組んでまいります。

公共施設等につきましては、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、財政負担の軽減及び平準化につながるよう計画的な維持管理や適正配置に取り組んでまいります。

また、利用計画や利活用策がない公共施設等の跡地・跡施設につきましては、民間への売却な

などを推進してまいります。

「第3 健幸・子育て」。健幸都市づくりの推進につきましては、令和5年度に改訂した「第2次飯塚市健康づくり計画」、「第2次飯塚市自殺対策計画」及び「第3次いづか健幸都市基本計画」に基づき、目標達成に向け、各事業を着実に実施してまいります。

また、「いづか健幸ポイント事業」への参加を呼びかけることにより、市民の自主的な健康づくりを促進するとともに、運動教室をはじめ、講座・イベント等につきましても内容を充実させ実施してまいります。

さらに、令和6年度は、本市と同じく健幸都市を目指す全国の市町村長が参加する「Smart Wellness City 首長研究会」を開催し、「健幸都市の実現」に取り組んでまいります。

国民健康保険の保健事業につきましては、特定健康診査受診率向上に取り組むとともに、特定保健指導等による知識の普及・啓発等の効果的な保健指導を行うことで、生活習慣改善及び重症化予防を図り、市民自らが健康づくりに取り組むことができるよう支援してまいります。

また、1人当たりの医療費が伸びている中、医療費適正化の推進に取り組むことにより、安定的な国保運営に努めてまいります。

飯塚市立病院につきましては、地域医療支援病院としての役割を果たすべく、地元医師会や他の医療機関との医療機能の役割分担と連携を強化し、飯塚医療圏域における一体的な医療提供体制の充実にも努めるとともに、令和6年4月1日より小児科時間外診療を開始し、一次救急の診療体制確保に取り組んでまいります。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりにつきましては、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、互いに支え合いながら、健康かつ安心して暮らせるまちを実現するために、在宅医療・介護連携や認知症施策、地域ケア会議の推進など、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に向けた取組を充実・強化するとともに高齢者保健福祉及び介護保険施策を推進してまいります。

子育て支援の推進につきましては、国のこども大綱との整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画や子どもの貧困対策推進計画等を包含した「飯塚市こども計画」を策定し、子どもに関する施策の方針を打ち出すとともに、複雑な課題を抱える家庭をはじめ、全ての子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない支援の充実を図ってまいります。

安心して産み育てやすい環境づくりにつきましては、経済的支援として所得制限や第1子の年齢制限を設けず、市内に在住する0歳児から2歳児までの第2子以降の保育料無償化を実施し、多子世帯の負担軽減に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、集団活動や教育的プログラムを実施するとともに、学校や放課後子ども教室事業との連携を図り、「生きる力」の育成に取り組んでまいります。

また、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努め、子育て家庭の支援と子どもたちの健全な育成に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、「第4期飯塚市障がい者計画」に基づき、障がい者に関する正しい理解の促進や障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んでまいります。

また、支援を必要とする人が適切な障がい福祉サービスを利用できるよう周知や相談支援体制の充実にも努めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、市民がそれぞれの役割を持ち、支え合いながら地域を共につくる「地域共生社会」の実現を目指すとともに、複雑化・複合化した問題を包括的に支援する「重層的支援体制整備事業」の実施に向けた準備を進めてまいります。

生活に困窮した方々への対応につきましては、物価高騰をはじめとする様々な要因により暮ら

しに困難を抱えている方々が安心して生活できるよう、生活保護制度の適切な運用と生活困窮者自立支援制度による包括的な支援を効果的に活用し、経済的・社会的自立を支援してまいります。

「第4 地域経済」。農業の振興につきましては、農業従事者の高齢化や後継者・担い手の減少により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「地域計画」の策定に取り組んでまいります。

また、持続可能な農業経営を図るため、農地や農作物に深刻な被害を与える有害鳥獣の駆除等の対策に取り組んでまいります。

森林整備につきましては、森林の持つ多面的機能を発揮させるため、森林環境譲与税や県の荒廃森林整備事業を活用し、荒廃森林や放置竹林の整備を推進してまいります。

地場産業の振興及び創業促進と産業の創出につきましては、産学官の連携の仕組みを再構築し、地域経済の活性化や市民生活のさらなる向上に資する社会課題・地域課題の解決に取り組むとともに、地元企業や地域における大学生の活躍の場を創出し、新たな学園都市の形成を図ってまいります。

また、深刻化する労働力不足に直面する中、関係機関との連携の下、外国人材を必要とする企業の支援に努めるとともに、海外への進出に向けた事業展開を支援することにより地域経済の活性化を図ってまいります。

企業誘致につきましては、積極的な誘致活動を継続的に展開するための基盤づくりとして、企業立地用地の整備や確保に取り組むとともに、活発化する北部九州地域での設備投資を好機と捉え、国や県との連携の下、総合的な企業立地に係る支援策を取りまとめ、企業の進出と雇用の促進を図ってまいります。

公営競技事業につきましては、ミッドナイトオートレースの拡充やオールスター・オートレースなどのグレードレースの開催により売上拡大を図るとともに、メインスタンドの建て替えによる、よりよい施設環境の整備を推進し、新たなファンの獲得に努めてまいります。

商業の振興につきましては、市民の購買意欲促進を図るため消費喚起対策を推進し、市内事業者の支援に取り組んでまいります。

また、人々の移動パターンを分析するため人流データを活用し、主要な商業施設や観光施設における訪問者の動向分析を行い、効果的な経済施策に取り組むことにより地域経済の活性化に努めてまいります。

さらに、「商都いづか」の復活を目指し、商店街やイオン穂波店、ゆめタウン飯塚及びカホテラスの大型商業施設間で周遊商業エリアを創出し、回遊性と滞留時間の向上を図り、地域経済の好循環を推進してまいります。

特産品の振興につきましては、優れた地域資源及び製品を「いづかブランド」として認定・PRし、販路拡大に努めるとともに、「日の丸」を初めて染めたとされる筑前茜染を活用した製品の開発と歴史・文化の啓発に取り組んでまいります。

また、好調を維持するふるさと納税を通して地域経済の活性化を図るとともに、これまで培ってきた情報発信力を活用し、本市の魅力を全国にPRすることで、移住・定住の促進へとつなげてまいります。

観光の振興につきましては、福岡・大分デスティネーションキャンペーンが、令和6年4月から6月にかけて25年ぶりに福岡県で開催されることから、キャンペーン期間中に本市への誘客を図るため、旧伊藤伝右衛門邸での特別企画展をはじめとしたイベントについて、あらゆる機会を捉えPR活動を行ってまいります。

また、キャンペーン終了後におきましても、引き続きSNSや観光ポータルサイト、観光パンフレット等、様々なプロモーションツールを活用し、効果的な情報発信による誘客に努めてまいります。

就労支援の充実と労働環境の整備につきましては、若者就職支援センター筑豊ブランチをはじめとした国・県の就労支援機関と連携を図り、職場環境や就業等に関する相談窓口を設置することにより、労働者や求職者の就業意欲の向上に努めてまいります。

また、小学校、中学校、高等学校及び大学との連携による一貫した人材育成を未来への投資と位置づけ、デジタル化、グローバル化及び地域への愛着を育むローカル化の視点で積極的に推進するとともに、労働力の不足を重要課題と位置づけ、事業所の魅力向上と求職者のスキル向上、就業者のリスキリング（技術習得）に取り組み、人材の定着を図ってまいります。

「第5 教育・文化」。学校教育につきましては、経済教育の観点を含むキャリア教育プログラムを実施し、子どもたちが自らの意思で進路決定や将来設計を行うために必要な意欲・態度や能力の育成を図るとともに、お互いの人格を認め、多様性を尊重できる豊かな心を育む人権教育を推進してまいります。

また、コロナ禍で機会が減少した集団での遊び、外での遊びや体育学習の充実を図り、体力の向上を推進してまいります。

さらに、いじめや問題行動の未然防止のため、地域・家庭、関係機関と連携・協力して取り組むとともに、不登校傾向のある児童生徒へICTの活用等により学びの場所の確保と支援の充実を図ってまいります。

学校給食につきましては、給食調理業務への民間活力の導入により業務の効率化を図るとともに、学校給食衛生管理基準の徹底と地産地消を推進しながら、献立内容の工夫による栄養バランスに配慮した安全で安心な給食を提供し、食生活に関する正しい理解や望ましい食習慣を養うために、積極的に食育を推進してまいります。

確かな学力を育む教育の推進につきましては、小中一貫教育9年間の連続した学びの充実と、「多層指導モデル（MIM）」、「徹底反復学習」、「協調学習」の3つの学習プログラムの実施により基礎学力の定着を図るとともに、本市の未来を担う子どもたちの知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等を育成する取組の充実に努めてまいります。

また、タブレット端末等のICTを活用した効果的な学習に取り組み、児童生徒の学び方や教職員の働き方を変革する教育DXを推進してまいります。

英語教育につきましては、小学校に加え中学校においてもオンライン英会話を実施し、外国語補助教員の活用により英語によるコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

さらに、特別支援教育支援員を適切に配置することにより、児童生徒それぞれの特性に応じた学習環境の整備と特別支援教育を推進してまいります。

生涯学習の振興につきましては、あらゆる世代のライフステージに応じたライフキャリアの形成を支援する学びの機会や情報の提供に取り組んでまいります。

また、地域や社会教育関係団体等との連携・協働の下、生涯学習指導者の育成を図り、学習活動の成果を地域で生かせる環境づくりに取り組んでまいります。

スポーツの振興につきましては、飯塚市総合体育館を中心にスポーツ大会等の誘致を行い、スポーツによる交流人口の増加及び地域の活性化を図るとともに、40周年を迎える飯塚国際車いすテニス大会では、パブリックビューイングなどを行うことで、障がい者スポーツの認知度向上に努めてまいります。

また、11月に供用開始予定のグラウンドゴルフ場におきましては、市民のスポーツ活動を促進し、健康長寿社会の実現、健康寿命の延伸を目指してまいります。

文化芸術の振興につきましては、「飯塚市文化振興マスタープラン」に基づき、文化の担い手である市民の主体的な文化芸術活動を通じて、「個性豊かな新しい文化の創造」に努めてまいります。

旧伊藤伝右衛門邸等の文化財の適切な保護を図るとともに、嘉穂劇場につきましては再開に向けた改修・活用の検討を進めてまいります。

また、文化財の公開や歴史資料館での企画展・講座等の開催を通して、本市の文化遺産のさらなる発信・活用に努めてまいります。

国際交流・多文化共生の推進につきましては、姉妹都市米国サニーベール市からの中高生の受け入れや派遣によりグローバル人材の育成を図り、さらなる友好交流を進めてまいります。

また、国際交流事業や日本語教室を実施し、地域における国際理解の推進を図るとともに、在住外国人が地域から孤立しない共生社会を推進してまいります。

「第6 都市基盤・生活基盤」。災害・減災対策の充実につきましては、防災関係機関や協定締結企業との連携強化を目的とした総合防災訓練を実施し、防災対応力の向上と災害発生時における被災者支援を円滑に行うためのDX化を図ってまいります。

また、防災啓発活動では、体験型やシミュレーション型のコンテンツによる啓発を行い、体験を通じた防災知識の向上、市民への防災意識の高揚を図ってまいります。

浸水対策事業につきましては、「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき取り組んでおります排水ポンプ場や水路の整備を進めるとともに、国・県・市で緊密な連携を図り、一級河川遠賀川をはじめ県営庄内川及び庄司川の浸水対策を推進してまいります。

生活安全の向上につきましては、安全・安心なまちづくりを推進するため、警察、行政、地域住民等と連携して地域の防犯体制を強化してまいります。

また、交通安全や飲酒運転撲滅に対する意識の高揚を図るため啓発活動に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、専門相談員による相談業務を継続実施するとともに、消費者被害の未然防止に向けた啓発活動を展開し、複雑化・多様化する消費者問題に対応してまいります。

菰田・堀池地区活性化につきましては、「飯塚駅周辺地区整備基本計画」に基づき、駅舎、自由通路、駅前広場などの整備を進め、交通ネットワークを生かした賑わいのある拠点づくりを総合的に推進してまいります。

定住環境の充実につきましては、良質な住宅を供給するために、老朽化が著しい市営住宅の建て替えや長寿命化を目的とした改修を推進してまいります。

空き家対策につきましては、「飯塚市空家等対策計画」に基づき、快適な住環境の保全等を図るため、各種施策に効果的かつ効率的に取り組んでまいります。

公共交通の充実につきましては、「飯塚市地域公共交通計画」に基づき、民間交通機関の確保・維持とコミュニティ交通の運行により、公共交通全体の維持に取り組んでまいります。

公園整備につきましては、長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくため、「飯塚市公園等ストック再編計画」に基づき、適正配置や用途変更に伴う効率的な利活用に努めてまいります。

主要幹線道路網の整備につきましては、八木山バイパス4車線化の早期完成を推進し、福岡都市圏へのアクセス強化や、渋滞解消を進めるとともに、市内各地域への交通網強化を図るため、インターチェンジのフルランプ化の実現に向けて、国や県に対し、さらなる要望を行ってまいります。

市内県道の整備につきましては、県道飯塚穂波線をはじめとする各路線の整備、完成に向けた取組を推進してまいります。

市道につきましては、利用者の安全性確保のため計画的に点検・補修を実施してまいります。

また、都市計画道路の整備につきましては、新飯塚潤野線の早期完成を図るとともに、本市の主要幹線を結ぶ基幹路線の事業化に向けて取り組んでまいります。

水道事業につきましては、「飯塚市水道事業経営戦略」並びに「アセットマネジメント計画」に基づき、重要給水施設管路の更新を継続的に実施するとともに、重要施設である津原導水管の更新事業を実施してまいります。

また、その他の水道施設についても最適化を図り、計画的な更新及び適切な維持・管理に努め

てまいります。

下水道整備につきましては、「飯塚市公共下水道事業計画」に基づき実施するとともに、浄化槽設置整備事業及び他の汚水処理事業との連携による普及・促進を図ることにより、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

下水道施設の改築・更新につきましては、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に実施してまいります。

「第7 自然環境」。環境にやさしいまちづくりにつきましては、「第3次飯塚市環境基本計画」に掲げる基本目標の達成に向けて、市民、団体、事業者等と協働・連携し、SDGsの理念を踏まえた循環型社会を形成してまいります。

今後の環境施設の在り方につきましては、新たなごみ処理施設の建設及びし尿処理施設や火葬場の改築や更新等、中長期的かつ広域的な視点による効果的で効率的な環境衛生処理の推進を図ってまいります。

市民の皆様様の福祉の増進を図るとともに、市の価値をさらに高め、住み続けたいと思っただけのようこれら施策を確実に進め、飯塚市に定住を希望する人をより多く呼び込み、魅力ある元気なまちづくりの推進に努めてまいります。

以上が、令和6年度の主な施策であります。

本市の財政状況につきましては、歳出では、市民生活の安心と地域経済の回復につながる施策の推進経費や社会保障関連経費、老朽化した公共施設の更新や長寿命化対策経費の増加が見込まれますが、「活力ある未来に向けたまちづくり」に資する事業費も確保していく必要がございます。

一方、歳入では、全国の皆様から寄せられたふるさと応援寄附金は、まちづくりの貴重な財源として活用させていただいており、また、近年の企業誘致や、本市の魅力を発信することで地域雇用の創出や定住人口の増加等による積極的な歳入確保に努めておりますが、事業実施に際しましては、これまでに積み立てた基金も活用して事業の財源を確保している状況でございます。

このような状況の中であって、総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現に向けたまちづくりのために、安定的な自主財源の確保に努め、効果的、効率的に具現化できる事業については優先的、重点的に予算を配分しながら、将来世代に向けて持続可能な財政運営を引き継ぐことができる行政運営に取り組んでまいります。

以上の考えにより、令和6年度の年間予算額につきましては、一般会計809億3100万円、特別会計548億6791万4千円、企業会計91億5609万円、総額1449億5500万4千円を計上いたしております。十分にご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江口 徹）

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「議案第1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」から「議案第37号 専決処分の承認（令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」までの37件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第1号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、国の補正予算の関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

「令和5年度 一般会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。第1条で、後ほど、ご説明いたします令和5年12月28日専決後の歳入歳出予算の総額から4556万7千円を減額して、943億7557万2千円とし、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をするものでございます。

続きまして、令和6年度予算関連議案の提案理由につきまして、「令和6年度 一般会計・特別会計予算書」によりご説明いたします。いずれの予算関連議案も、令和6年度の収入や必要経費を見込みまして、予算計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を809億3100万円と定め、第2条で継続費を、第3条で繰越明許費を、第4条で債務負担行為を、第5条で地方債を、第6条で一時借入金の最高額をそれぞれ設定するものでございます。

271ページをお願いいたします。「議案第4号 令和6年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を132億9705万3千円と定め、第2条で債務負担行為を設定するものでございます。

299ページをお願いいたします。「議案第5号 令和6年度 飯塚市介護保険特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を156億9914万円と定めるものでございます。

335ページをお願いいたします。「議案第6号 令和6年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を23億1012万5千円と定めるものでございます。

353ページをお願いいたします。「議案第7号 令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を226億7264万5千円と定め、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為を、第4条で地方債を設定するものでございます。

377ページをお願いいたします。「議案第8号 令和6年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を2834万1千円と定めるものでございます。

387ページをお願いいたします。「議案第9号 令和6年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を1億8991万9千円と定めるものでございます。

403ページをお願いいたします。「議案第10号 令和6年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を3459万円と定めるものでございます。

417ページをお願いいたします。「議案第11号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を6億847万7千円と定め、第2条で繰越明許費を、第3条で地方債を設定するものでございます。

427ページをお願いいたします。「議案第12号 令和6年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」につきましては、第1条で予算の総額を2762万4千円と定めるものでございます。

次に、「議案第37号 専決処分承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「令和5年12月28日専決」と記載しております「令和5年度 一般会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。「専決第31号 令和5年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、ふるさと応援寄附事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に要する経費を補正するものでございます。第1条で、歳入歳出予算の総額に14億6368万7千円を追加して、944億2113万9千円とし、第2条で繰越明許費の補正をするものでございます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。



続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

議案書5ページをお願いいたします。「議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

15ページをお願いいたします。「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市秋松運動広場を廃止するとともに、飯塚市穂波東グラウンドの管理を指定管理者に行わせるものでございます。

21ページをお願いいたします。「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」につきましては、グラウンドゴルフ場新設に伴い、設置目的及び使用料等について規定するものでございます。

27ページをお願いいたします。「議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」につきましては、こども未来部の新設に伴い、関係規定を整備するものでございます。

29ページをお願いいたします。「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、颯田子育て支援センターを颯田高齢者福祉センター内に移転することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

31ページをお願いいたします。「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から8年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。

41ページをお願いいたします。「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

48ページをお願いいたします。「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市保健センター運営委員会を廃止するものでございます。

50ページをお願いいたします。「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般廃棄物収集運搬業の健全な運営を図るため、し尿処理手数料の改定を行うものでございます。

53ページをお願いいたします。「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたこと等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

56ページをお願いいたします。「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」につきましては、中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄について定め、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生の促進を図ることを目的とするものでございます。

59ページをお願いいたします。「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市公園等ストック再編計画に基づき、菰田児童遊園を廃止するものでございます。

64ページをお願いいたします。「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

67ページをお願いいたします。「議案第32号 財産の譲渡（旧山口コミュニティセンター

建物)」につきましては、旧山口コミュニティセンター建物を認可地縁団体に無償譲渡するものでございます。

69ページをお願いいたします。「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、道路パトロール中に発生した交通事故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に118万9432円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

72ページをお願いいたします。「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、市道の現地確認へ向かう際に発生した交通事故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に67万5千円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

74ページをお願いいたします。「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」につきましては、路線見直しに伴い1路線を廃止及び認定するものでございます。

77ページをお願いいたします。「議案第36号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い5路線を認定するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

企業会計予算関連議案の提案理由を説明いたします。

「飯塚市公営企業会計補正予算書」の3ページをお願いいたします。「議案第2号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、国の補正予算に伴うもので、第3条で資本的収入を2320万円、資本的支出を2651万円増額するものでございます。第4条、企業債では、起債の限度額を変更するものでございます。

続きまして、令和6年度当初予算について説明いたします。いずれの予算議案も、令和6年度施政方針に基づく事務事業を実施するため、予算計上するものでございます。

「飯塚市公営企業会計予算書」の5ページをお願いいたします。「議案第13号 令和6年度 飯塚市水道事業会計予算」につきましては、第3条で、水道事業収益を28億8313万円、水道事業費用を26億8903万2千円計上いたしております。第4条では、次の6ページの資本的収入を10億5485万5千円、資本的支出を22億4107万6千円計上いたしております。第5条、債務負担行為では、期間及び限度額を定め、第6条、企業債では、起債の限度額等を定めるものでございます。

39ページをお願いいたします。「議案第14号 令和6年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」につきましては、第3条で、工業用水道事業収益を5710万8千円、工業用水道事業費用を5707万8千円計上いたしております。第4条では、資本的収入を9077万4千円、資本的支出を9210万4千円計上いたしております。

57ページをお願いいたします。「議案第15号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計予算」につきましては、第3条で、下水道事業収益を22億2361万1千円、下水道事業費用を21億3220万1千円計上いたしております。第4条では、次の58ページの資本的収入を4億3351万9千円、資本的支出を11億4162万円計上いたしております。第5条、債務負担行為では、期間及び限度額を定め、次の59ページの第6条、企業債では、起債の限度額等を定めるものでございます。

89ページをお願いいたします。「議案第16号 令和6年度 飯塚市立病院事業会計予算」につきましては、第2条で、病院事業収益を5億6661万2千円、病院事業費用を5億5958万1千円計上いたしております。第3条では、資本的収入を2億4289万8千円、資本的支出を2億4339万8千円計上いたしております。第4条、債務負担行為では、期間及び

限度額を定めるものでございます。

内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、予算関連議案以外の議案について説明いたします。

議案書の61ページをお願いいたします。「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、水道法等による権限の一部が、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴い、「水道法」が一部改正されることから、関係規定を整備するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案37件のうち、「議案第1号」、「議案第2号」、「議案第4号」から「議案第17号」までの14件及び「議案第19号」から「議案第37号」までの19件、以上35件に対する質疑、委員会付託は後日行いたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまより、議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第3号」について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

「議案第18号」について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第3号」は特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は、「令和6年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11名といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番 赤尾嘉則議員、5番 光根正宣議員、8番 藤堂 彰議員、9番 佐藤清和議員、11番 川上直喜議員、12番 田中英美議員、14番 石川華子議員、17番 吉松信之議員、18番 吉田健一議員、24番 金子加代議員、28番 道祖 満議員、以上11名を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を、令和6年度一般会計予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

「議案第18号」は、協働環境委員会に付託いたします。

暫時休憩いたしますので、その間において、令和6年度一般会計予算特別委員会正副委員長の互選及び協働環境委員会の開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時14分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

令和6年度一般会計予算特別委員会正副委員長が決定いたしましたので発表いたします。委員長、9番 佐藤清和議員、副委員長、14番 石川華子議員であります。

協働環境委員会に付託していました「議案第18号」を議題といたします。「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けました議案1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時16分 散会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 26名 )

1番	江口	徹	14番	石川	華子
2番	兼本	芳雄	15番	永末	雄大
3番	深町	善文	16番	土居	幸則
4番	赤尾	嘉則	17番	吉松	信之
5番	光根	正宣	18番	吉田	健一
6番	奥山	亮一	19番	田中	博文
7番	藤間	隆太	20番	鯉川	信二
8番	藤堂	彰	21番	城丸	秀高
9番	佐藤	清和	22番	秀村	長利
10番	田中	武春	23番	小幡	俊之
11番	川上	直喜	24番	金子	加代
12番	田中	英美	27番	坂平	末雄
13番	田中	裕二	28番	道祖	満

( 欠席議員 1名 )

26番 瀬戸 元

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 太田 智広

議事総務係長 今住 武史

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 安藤 良

書記 宮山 哲明

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

副市長 久世 賢治

副市長 藤江 美奈

企業管理者 石田 慎二

総務部長 許斐 博史

行政経営部長 東 剛史

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 福田 憲一

経済部長 兼丸 義経

福祉部長 長尾 恵美子

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

公営競技事業所長 樋口 嘉文

経済政策推進室長 早野 直大

福祉部次長 林 利恵

都市建設部次長 臼井 耕治

都市建設部次長 中村 章

企業局次長 今仁 康